

新	旧	備考
海外投資（株式等）保険約款 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00009 沿革（略） <u>令和 8 年 9 月 1 日 一部改正</u>	海外投資（株式等）保険約款 平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00009 沿革（略）	
（評価額の基礎とする書類） 第 4 条 前条第 1 項の非常事故対象株式等について第 2 条第 1 項第 1 号の事由又は同項第 2 号、第 3 号若しくは第 4 号の損害の発生の直前に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類におけるてん補対象企業の対象株式等の評価額（以下「直前評価額」という。）を基礎とするものとする。なお、本項及び第 3 項において、運用規程第 <u>8</u> 条第 1 項第 3 号又は第 2 項に基づき評価額を設定した場合にあっては、日本貿易保険が認めた場合を除き、当該設定に用いた財務諸表等に係る直近のものをを用いることとする。 一 （略） 二 再投資先企業に係る事由をてん補する場合にあって、被保険投資の相手方の株式等（<u>被保険者持分に相当する部分に限る。以下本条において同じ。</u>）を評価するときは前号に定める監査済財務諸表等、再投資先企業の対象株式等を評価するときは、当該再投資先企業、被保険投資の相手方又は中間企業の直近の監査済財務諸表等 三～四 （略） 2 （略） 3 前条第 1 項第 1 号の非常事故対象株式等について当該事由の発生直後に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における当該非常事故対象株式等に係る評価額（以下「直後評価額」という。）を基礎とするものとする。 一 （略） 二 再投資先企業に係る事由をてん補する場合にあって、被保険投資の相手方の株式等を評価するときは前号に定める監査済財務諸表等、再投資先企業の対象株式等を評価するときは、当該再投資先企業、被保険投資の相手方又は中間企業の直近の監査済財務	（評価額の基礎とする書類） 第 4 条 前条第 1 項の非常事故対象株式等について第 2 条第 1 項第 1 号の事由又は同項第 2 号、第 3 号若しくは第 4 号の損害の発生の直前に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類におけるてん補対象企業の対象株式等の評価額（以下「直前評価額」という。）を基礎とするものとする。なお、本項及び第 3 項において、運用規程第 <u>7</u> 条第 1 項第 3 号又は第 2 項に基づき評価額を設定した場合にあっては、日本貿易保険が認めた場合を除き、当該設定に用いた財務諸表等に係る直近のものをを用いることとする。 一 （略） 二 再投資先企業に係る事由をてん補する場合にあって、被保険投資の相手方の<u>対象</u>株式等を評価するときは前号に定める監査済財務諸表等、再投資先企業の対象株式等を評価するときは、当該再投資先企業、被保険投資の相手方又は中間企業の直近の監査済財務諸表等 三～四 （略） 2 （略） 3 前条第 1 項第 1 号の非常事故対象株式等について当該事由の発生直後に評価した額は、次の各号に定めるいずれかの書類における当該非常事故対象株式等に係る評価額（以下「直後評価額」という。）を基礎とするものとする。 一 （略） 二 再投資先企業に係る事由をてん補する場合にあって、被保険投資の相手方の<u>対象</u>株式等を評価するときは前号に定める監査済財務諸表等、再投資先企業の対象株式等を評価するときは、当該再投資先企業、被保険投資の相手方又は中間企業の直近の監査済	

新	旧	備考
諸表等 三～四 （略） 4 （略）	財務諸表等 三～四 （略） 4 （略）	
（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務） 第 13 条 被保険者は、損失を受けるおそれが高まる事情の発生 <u>（別表 2 に掲げる損失を受けるおそれが高まる事情の発生又は第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号に定める損害による同項第 2 号ニの発生をいう。）</u> を知ったときは、当該事情の発生を知った日から 1 月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。	（損失を受けるおそれが高まる事情発生の通知義務） 第 13 条 被保険者は、損失を受けるおそれが高まる事情の発生を知ったときは、当該事情の発生を知った日から 1 月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。ただし、日本貿易保険が認めた場合はこの限りでない。	
（損失発生の通知義務） 第 14 条 被保険者は、この約款による保険契約に基づきてん補されるべき損失の発生 <u>（第 2 条第 1 項第 2 号から第 4 号に定める損害によって同項第 2 号ニが発生した場合は、事業が再開した日をもって損失の発生とする。ただし、日本貿易保険が認めた場合は事業再開前の日をもって損失の発生とすることができる。以下本条、第 25 条第 2 項及び第 6 項並びに第 26 条において同じ。）</u> を知ったときは、当該損失の発生を知った日から 1 月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「損失発生通知」という。）しなければならない。	（損失発生の通知義務） 第 14 条 被保険者は、この約款による保険契約に基づきてん補されるべき損失の発生を知ったときは、当該損失の発生を知った日から 1 月以内にその旨を日本貿易保険に書面で通知（以下「損失発生通知」という。）しなければならない。	
（重大な変更） 第 21 条 被保険者がてん補対象企業に対する直接又は間接の投資に関し、別表 <u>1 に掲げる</u> 重大な変更を行ったときは、当該変更の日から 1 月以内かつ保険期間内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2～5 （略）	（重大な変更） 第 21 条 被保険者がてん補対象企業に対する直接又は間接の投資に関し、 <u>海外投資保険手続細則（平成 29 年 4 月 1 日 17 - 制度 - 00043。以下「手続細則」という。）第 4 条及び別表 2 に定める</u> 重大な変更を行ったときは、当該変更の日から 1 月以内かつ保険期間内にその旨を日本貿易保険に書面で通知しなければならない。 2～5 （略）	
（保険金の請求） 第 25 条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者	（保険金の請求） 第 25 条 被保険者又はその他の保険金の支払を請求しようとする者	

新	旧	備考												
（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。 2 前項の請求は、損失発生通知を行った日以降、対象株式等又は対象株式等喪失支払金等（配当金に係るものを除く。）については損失の発生日から、配当金請求権については支払期日から 9 月以内に行うものとする。ただし、<u>保険金請求人が保険金の請求期間について猶予期間の設定を申請し</u>、日本貿易保険が特に猶予期間を定めた場合は、この限りでない。 3～6 （略）	（以下「保険金請求人」という。）は、自己の費用をもって損失の計算を行い、保険金請求書に損失計算書、証拠書類その他必要な書類を添えて日本貿易保険に提出しなければならない。 2 前項の請求は、損失発生通知を行った日以降、対象株式等又は対象株式等喪失支払金等（配当金に係るものを除く。）については損失の発生日から、配当金請求権については支払期日から 9 月以内に行うものとする。ただし、日本貿易保険が、<u>特に</u>猶予期間を定めた場合は、この限りでない。 3～6 （略）													
（換算率） 第33条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。 一～三 （略） 2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定めた場合は、この限りでない（以下第 3 項及び第 4 項において同じ。）。 一～二 （略） 三 第 3 条第 2 項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額又は第 5 条第 1 項に定める各金額の通貨が、<u>送金不能額の通貨</u>と異なる場合は、下表に定める日において送金不能額の通貨に換算して行い、送金不能日（ただし、取得のための対価の額と送金不能額を比較すべき場合であって、送金不能額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は第 1 号イに定める日）の前項第 1 号の外国為替相場により邦貨に換算する。 <table><tr><td>①</td><td>取得のための対価の額</td><td>払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）</td></tr><tr><td>②</td><td>被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前の各財務諸表等における簿価純資産額の</td><td>送金不能日</td></tr></table>	①	取得のための対価の額	払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）	②	被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前の各財務諸表等における簿価純資産額の	送金不能日	（換算率） 第33条 この約款において、外貨を邦貨に、邦貨を外貨に、又は一の外貨を他の外貨に換算する場合に適用する外国為替相場は、次の各号のとおりとする。 一～三 （略） 2 次の各号の金額が外貨建てのときは、当該金額は、次の各号の規定に基づき邦貨に換算するものとする。ただし、運用規程に定めた場合は、この限りでない（以下第 3 項及び第 4 項において同じ。）。 一～二 （略） 三 第 3 条第 2 項の損失の算定は、算定に用いる、同項中の各金額又は第 5 条第 1 項に定める各金額の通貨が送金不能額の通貨と異なる場合は、下表に定める日において送金不能額の通貨に換算して行い、送金不能日（ただし、取得のための対価の額と送金不能額を比較すべき場合であって、送金不能額の通貨において前者の額が後者の額を下回る場合は第 1 号イに定める日）の前項第 1 号の外国為替相場により邦貨に換算する。 <table><tr><td>①</td><td>取得のための対価の額</td><td>払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）</td></tr><tr><td>②</td><td>被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前の各財務諸表等における簿価純資産額の</td><td>送金不能日</td></tr></table>	①	取得のための対価の額	払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）	②	被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前の各財務諸表等における簿価純資産額の	送金不能日	
①	取得のための対価の額	払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）												
②	被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前の各財務諸表等における簿価純資産額の	送金不能日												
①	取得のための対価の額	払込日（当該日の認定が難しい場合は送金日）												
②	被保険投資の相手方及び中間企業に係る損害の発生の直前の各財務諸表等における簿価純資産額の	送金不能日												

新			旧			備考
	うち被保険者持分に相当する各金額のうちもっとも少ない金額			うち被保険者持分に相当する各金額のうちもっとも少ない金額		
③	当該送金不能額をもって支出した金額	支出した日	③	当該送金不能額をもって支出した金額	支出した日	
④	回収した金額	回収した日	④	回収した金額	回収した日	
⑤	第5条第1項第3号に定める金額	本項に規定した日	⑤	第5条第1項第3号に定める金額	本項に規定した日	
⑥	その他の額	額が確定した日	⑥	その他の額	額が確定した日	
四 第3条第3項の損失の算定は、算定に用いる同項中の各金額、第5条第2項に定める各金額又は第6条に定める送金不能取得額の通貨が、 <u>取得のための対価の額の通貨又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額の通貨と異なる場合は、下表に定める日において取得のための対価の額の通貨又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額の通貨に換算して行い、算定された額を第1号イに定める日又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額が確定した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u>			四 第3条第3項の損失の算定は、算定に用いる、 <u>同項中の各金額、第5条第2項に定める各金額又は第6条に定める送金不能取得額の通貨が取得のための対価の額の通貨又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額の通貨と異なる場合は、下表に定める日において取得のための対価の額の通貨又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額の通貨に換算して行い、算定された額を第1号イに定める日又は信用事故配当金請求権に基づき取得し得べき配当金の額が確定した日における前項第1号の外国為替相場により邦貨に換算する。</u>			
①	回収した金額	回収した日	①	回収した金額	回収した日	
②	第5条第2項第3号に定める金額	本項に規定した日	②	第5条第2項第3号に定める金額	本項に規定した日	
③	その他の額	額が確定した日	③	その他の額	額が確定した日	
五 (略) 3～7 (略)			五 (略) 3～7 (略)			
(手続事項) 第39条 この約款に <u>基づく手続については、日本貿易保険がその時々においてそのホームページ上で対外的に周知する手続に基づいて行うものとする。</u>			(手続事項) 第39条 この約款に <u>規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、手続細則に定める。</u>			

新	旧	備考
<u>附 則</u> <u>この改正は、令和 8 年 10 月 1 日から実施する。</u>		
<u>別表 1</u> <u>重大な変更</u> ① <u>被保険投資の相手方又は再投資先企業の変更</u> ② <u>被保険投資又は再投資に係る投資先国等、てん補対象企業若しくは中間企業の所在する国若しくは地域又は事業地国等の変更</u> ③ <u>被保険投資の相手方又は再投資先企業の事業内容の変更</u> ④ <u>被保険投資又は再投資に係る投資先国等、再投資先国等又は事業地国等の政府等との間の契約等の内容の変更（当該契約等について第 2 条第 1 項第 4 号ただし書きに係る特約が付されている場合に限る。）</u> <u>注 1：①及び③の「再投資先企業」はてん補対象企業及び主要な事業資産等として株式等を特定する企業をいう。</u> <u>注 2：④は、被保険者若しくはてん補対象企業の意思によらない変更等又は被保険者若しくはてん補対象企業が関与できない変更は除く。</u>		
<u>別表 2</u> <u>損失を受けるおそれが高まる事情の発生</u> 一 <u>対象株式等に係る損失を受けるおそれ</u> イ <u>てん補対象企業が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動、騒乱により損害を受けたこと</u> ロ <u>てん補対象企業が第 2 条第 1 項第 3 号で定める事由により損害を受けたこと</u> ハ <u>第 2 条第 1 項第 6 号で別に特約を付した場合であって、てん補対象企業の所在国政府等による政策変更が生じた又は当該</u>		

新	旧	備考
<u>政策変更により損失が発生したこと</u> <u>ニ てん補対象企業が主要な事業資産等を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと</u> <u>二 配当金請求権に係る損失を受けるおそれ</u> <u>イ 支払期日前において、対象株式等又は主要な事業資産等としててん補する再投資先企業の株式等に対する配当金の支払請求権を外国の政府若しくは地方公共団体又はこれらに準ずる者により奪われたこと</u> <u>ロ てん補対象企業が戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱により損害を受けたこと</u> <u>ハ てん補対象企業が第2条第1項第3号で定める事由により損害を受けたこと</u> <u>ニ てん補対象企業が主要な事業資産等を外国政府等によって侵害されたことにより損害を受けたこと</u> <u>ホ 外国政府等による対象株式等喪失支払金等の管理</u> <u>ヘ 対象株式等喪失支払金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと</u> <u>ト 支払期日前におけるてん補対象企業についての破産手続開始の決定</u> <u>三 対象株式等喪失支払金等に係る損失を受けるおそれ</u> <u>イ 外国政府等による対象株式等喪失支払金等の管理</u> <u>ロ 当該対象株式等喪失支払金等の送金の許可の取消し又は外国政府等がその許可をすべきことをあらかじめ約していた場合においてその許可をしなかったこと</u> <u>ハ 外国政府等による対象株式等喪失支払金等の没収（第2条第1項第5号イからニまでに掲げる事由の発生後に生じたものに限る。）</u>		